

里帰り先などで
産後ケア事業を
利用したい方へ

費用の一部**払戻し**（償還払い）のご案内

産後ケアの内容（例）…お母さんの体調管理、お母さんの乳房ケアを含む授乳の指導、
赤ちゃんの発育・発達のチェック、育児に関する具体的な指導や相談 など
※対象にならないサービスの例：整体、マッサージ、エステ など

利用できる方

下記のすべてに当てはまる方

- ①利用日時点で松山市に住民登録がある
 - ②出産後概ね 12 か月未満のお母さんと赤ちゃん
 - ③産後の体調不良や育児不安がある
- ※医療行為が必要な方は除く
※③は宿泊型・通所型のみ

利用できる病院等

松山市ホームページに掲載されていない市外病院等で、下記のいずれかに当てはまるもの
□里帰り先の市区町村が産後ケア事業を委託している病院等である
□里帰り先の市区町村が産後ケア事業の利用助成の対象としている病院等である

利用回数（市内・市外合わせて）

宿泊型・通所型・訪問型合わせて7回以内
※宿泊型は1泊2日で1回

利用の流れ

事前連絡

病院等に予約・利用される前に、事業担当までお電話ください。

産後ケア事業担当 ☎089-911-1821

予約

ご自身で、利用を希望する病院等の産後ケアを予約

利用・支払

病院等に産後ケア費用をお支払い

申請

右記の二次元コードから電子申請をしてください。

※申請期間は、最終利用日から6か月以内です。

※原則1回にまとめて申請してください。

※申請前に＜別紙＞払戻し額計算シート等で計算をしてください。

※内容について病院等に問い合わせる場合があります。



[＜申請フォーム＞](#)

通知

松山市から決定（不決定）通知が届きます。

振込み

決定の場合、申請から1～2か月後にご指定の口座に振り込みます。

申請前に準備するもの

※申請前に＜別紙＞払戻し額計算シート等で計算してください。

※申請時は以下の画像の添付が必要です。

□領収書：必ず、病院等で但し書きに「産後ケア利用料として」と記入してもらってください。



※助成の対象は、お母さんの体調管理、乳房ケア、赤ちゃんの発育・発達の確認、育児指導等の産後ケア利用料のみとなります。整体、マッサージ、エステ、ケアの対象でない兄や姉にかかる費用等は対象外です。

※**明細書**（あれば）も添付してください。

□母子健康手帳：①母子健康手帳の表紙

②産後ケア事業の利用が分かるページ



□【市民税非課税世帯の場合】（非課税証明書） ※原則不要。ただし、前年度の1月2日以降に松山

市外から転入した方は、1月1日時点の住所地の非課税証明書が必要です。

□【生活保護世帯の場合】 保護受給証明書（世帯全員）



払戻し額

※計算方法は＜別紙＞払戻し額計算シートを参照

利用施設でお支払いされた産後ケア事業費用の90%（100円未満切捨て）と、松山市で定める助成限度額（下の表を参照）の**いずれか低い方の金額**を払戻します。

階層区分		助成限度額
宿泊型	市民税課税世帯（生活保護世帯を除く）	46,000円
	市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）	48,000円
	生活保護世帯	50,000円
※多胎児の場合、乳児2人目以降の1人につき10,000円を加算		
通所型	市民税課税世帯（生活保護世帯を除く）	18,000円
	市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）	19,000円
	生活保護世帯	20,000円
※多胎児の場合、乳児2人目以降の1人につき6,000円を加算		
訪問型	市民税課税世帯（生活保護世帯を除く）	9,000円
	市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）	9,500円
	生活保護世帯	10,000円
※多胎児の場合、乳児2人目以降の1人につき3,000円を加算		



＜お問合せ先＞

〒790-0813 松山市萱町六丁目 30 番地 5

松山市 すくすく支援課 産後ケア事業担当

TEL:089-911-1821 FAX:089-908-6588

払戻し額計算シート

領収書に複数回の利用料金が記載されている場合は、1回分ずつの利用料金を計算してください。

1回分の限度額（B）は、前ページの助成限度額表に記載されている額を記入してください。

助成対象外の費用を含めないようご注意ください。

100円未満の端数は切り捨て
(例) 11,111円→11,100円

(例) 宿泊型の課税世帯、双子の場合
46,000+10,000=56,000円

	支払額	(A)	(B)限度額	(A)と(B)の低い方の額
1回目				
2回目				
3回目				
4回目				
5回目				
6回目				
7回目				
			合計	